

## 平成30年第4回廿日市市議会（第4回定例会）条例案新旧対照表

報告第17号	専決処分事項の報告について ……………	1
	（広島県市町総合事務組合規約の変更について）	
議案第91号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例 ……………	3
議案第92号	職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例 ……………	7
議案第93号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 ……………	11
議案第94号	廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	13
議案第95号	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一 部を改正する条例 ……………	15
議案第96号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例 ……………	17
議案第97号	都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例 ……………	19
議案第98号	廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条 例 ……………	21
議案第99号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例 ……………	23
議案第100号	廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例 ……………	25
議案第107号	市町村建設計画（廿日市市・大野町合併建設計画）の変更について ……………	29
議案第108号	市町村建設計画（廿日市市・宮島町合併建設計画）の変更について ……………	31



広島県市町総合事務組合規約の変更について新旧対照表

○広島県市町総合事務組合規約（昭和35年指令地第803号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 広島中部台地土地改良施設管理組合 <u>宮島ボートレース企業団</u> 世羅三原斎場組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合		別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 広島中部台地土地改良施設管理組合 <u>宮島競艇施行組合</u> 世羅三原斎場組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町	共同処理する事務	組合市町
1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、甲世衛生組合、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、 <u>宮島ボートレース企業団</u> 、広島中央環境衛生組合	1 組合市町の職員に対する退職手当の支給に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、甲世衛生組合、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、 <u>宮島競艇施行組合</u> 、広島中央環境衛生組合
2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、甲世衛生組合、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、 <u>宮島ボートレース企業団</u> 、世羅三原斎場組合、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合	2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、甲世衛生組合、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、 <u>宮島競艇施行組合</u> 、世羅三原斎場組合、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合
3～7 （略）	（略）	3～7 （略）	（略）
8 （略）	（略）	8 （略）	（略）



改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">をいう。</p> <p>(1) <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>(2) <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>3 <u>この条例において「個人識別符号」とは、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>4 <u>この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>7 (略)</p>



改正後	改正前
<p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に第13条の2第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) _____ _____又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(部分開示)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に第13条の2第3号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等_____の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>



議案第92号

職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,400円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,600円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円</u>を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、その額は、<u>6,300円</u>を超えない範囲内において規則で定める額とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の90</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の42.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と<u>                    </u>する。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の45</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	改正前																																
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="230 432 497 743"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>374,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>422,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>472,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>533,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>608,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>710,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>374,000</u>	2	<u>422,000</u>	3	<u>472,000</u>	4	<u>533,000</u>	5	<u>608,000</u>	6	<u>710,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" data-bbox="1234 432 1500 743"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td style="text-align: right;"><u>373,000</u></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td style="text-align: right;"><u>421,000</u></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td style="text-align: right;"><u>471,000</u></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td style="text-align: right;"><u>532,000</u></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td style="text-align: right;"><u>607,000</u></td> </tr> <tr> <td>6</td> <td style="text-align: right;"><u>709,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2～5 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	号給	給料月額		円	1	<u>373,000</u>	2	<u>421,000</u>	3	<u>471,000</u>	4	<u>532,000</u>	5	<u>607,000</u>	6	<u>709,000</u>
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>374,000</u>																																
2	<u>422,000</u>																																
3	<u>472,000</u>																																
4	<u>533,000</u>																																
5	<u>608,000</u>																																
6	<u>710,000</u>																																
号給	給料月額																																
	円																																
1	<u>373,000</u>																																
2	<u>421,000</u>																																
3	<u>471,000</u>																																
4	<u>532,000</u>																																
5	<u>607,000</u>																																
6	<u>709,000</u>																																

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

議案第93号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与の額等）                      第3条（略）                      2・3（略）                      4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等）                      第3条（略）                      2・3（略）                      4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の212.5」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の227.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と<u>読み替</u>えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の232.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

議案第94号

廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成19年条例第2号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（設置場所の基準）</p> <p>第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） _____ 墓地等を経営しようとする者が墓地等の設置場所の土地を所有し、かつ、当該土地に抵当権の設定等がなされていないこと。<u>ただし、地方公共団体が経営しようとするとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>（2）・（3）（略）</p>	<p>（設置場所の基準）</p> <p>第10条 墓地等の設置場所の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1） <u>地方公共団体が経営しようとする場合を除き、</u>墓地等を経営しようとする者が墓地等の設置場所の土地を所有し、かつ、当該土地に抵当権の設定等がなされていないこと。 _____</p> <p>（2）・（3）（略）</p>



議案第95号

廿日市市重度心身障害者医療費支給条例及び廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(医療費の給付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療費は、対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えるときは支給しない。<u>ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者は、この限りでない。</u></p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(医療費の給付)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 医療費は、対象者の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）による改正前の国民年金法施行令（以下「旧施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えるときは支給しない。_____</p> <p>_____</p> <p>4～6 (略)</p>

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としない。この場合において、第2号の所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により算定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者に前年分の所得税（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。）が課されているとき。<u>ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者は、この限りでない。</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としない。この場合において、第2号の所得税の額を計算するときは、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）の規定による改正前の所得税法（昭和40年法律第33号）の規定により算定するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にする民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者に前年分の所得税（1月から7月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。）が課されているとき。_____ _____</p> <p>(3)・(4) (略)</p>

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 保育園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
<u>名称</u>	<u>位置</u>	<u>名称</u>	<u>位置</u>
佐方保育園	廿日市市城内三丁目5番16号	佐方保育園	廿日市市城内三丁目5番16号
平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号	廿日市保育園	廿日市市廿日市二丁目1番6号
原保育園	廿日市市原967番地	平良保育園	廿日市市平良一丁目21番8号
宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2	原保育園	廿日市市原967番地
宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地	宮内保育園	廿日市市宮内1508番地2
串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号	宮園保育園	廿日市市宮園一丁目1番地
地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号	串戸保育園	廿日市市串戸二丁目13番3号
阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号	地御前保育園	廿日市市地御前四丁目4番30号
阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号	阿品台東保育園	廿日市市阿品台東3番37号
友和保育園	廿日市市友田30番地1	阿品台西保育園	廿日市市阿品台西6番63号
津田保育園	廿日市市津田4160番地1	友和保育園	廿日市市友田30番地1
吉和保育園	廿日市市吉和1513番地	津田保育園	廿日市市津田4160番地1
深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号	吉和保育園	廿日市市吉和1513番地
池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号	深江保育園	廿日市市深江二丁目11番25号
いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号	池田保育園	廿日市市物見西三丁目7番10号
梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号	いもせ保育園	廿日市市大野原二丁目10番3号
鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6	梅原保育園	廿日市市梅原二丁目5番12号
		丸石保育園	廿日市市丸石二丁目16番17号
		鳴川保育園	廿日市市大野1664番地6



改正後	改正前
<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の3第4項第2号</u>に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（環境の保全上支障があると認められる用途）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 建築基準法別表第2（イ）項第3号に規定する共同住宅（地階を除く階数が3以下のものに限る。）又は寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第17項</u>に規定する共同生活援助の用に供するもので、かつ、地階を除く階数が3以下のものに限る。）の用途</p> <p>（4）・（5）（略）</p>	<p>（開発行為の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条（略）</p> <p>（1）（略）</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の2の2第2号</u>に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>（2）（略）</p> <p>（環境の保全上支障があると認められる用途）</p> <p>第3条（略）</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3） 建築基準法別表第2（イ）項第3号に規定する共同住宅（地階を除く階数が3以下のものに限る。）又は寄宿舍（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームを除く。）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）<u>第5条第15項</u>に規定する共同生活援助の用に供するもので、かつ、地階を除く階数が3以下のものに限る。）の用途</p> <p>（4）・（5）（略）</p>



議案第98号

廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例（平成19年条例第22号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p><u>廿日市市議会議員及び廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>廿日市市議会議員及び廿日市市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>廿日市市議会議員及び廿日市市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p>	<p><u>廿日市市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第142条第11項の規定に基づき、<u>廿日市市長</u>の選挙における同条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成の公営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第2条 <u>廿日市市長</u>の選挙における候補者（以下「候補者」という。）は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により廿日市市に帰属することとならない場合に限る。</p>



改正後	改正前
<p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第48条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果が<u>第32条の4第2項第1号、第32条の5第2項第4号及び第32条の6第2項第2号</u>の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u></p> <p><u>第48条の2</u> 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</p> <p>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</p> <p>3 <u>第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>	<p>(タンクの水張検査等)</p> <p>第48条 消防長は、前条第1項の届出に係る指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを製造し、又は設置しようとする者の申出により、当該タンクの水張検査又は水圧検査を行い、その結果が<u>第32条の4第1号、第32条の5第4号及び第32条の6第2号</u>の規定に適合していると認めるときは、検査済証を交付することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>



廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○廿日市市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和42年条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改正後			改正前		
別表（第4条関係） （追加〔平成17年条例108号〕、一部改正〔平成18年条例44号・25年26号〕）			別表（第4条関係） （追加〔平成17年条例108号〕、一部改正〔平成18年条例44号・25年26号〕）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
廿日市市廿日市消防署	廿日市市串戸一丁目9番33号	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁	廿日市市廿日市消防署	廿日市市串戸一丁目9番33号	可愛、須賀、廿日市一丁目、廿日市二丁目、天神、駅前、桜尾本町、桜尾一丁目、桜尾二丁目、桜尾三丁目、木材港北、木材港南、佐方一丁目、佐方二丁目、佐方三丁目、佐方四丁目、山陽園、佐方本町、城内一丁目、城内二丁目、城内三丁目、大東、本町、住吉一丁目、住吉二丁目、新宮一丁目、新宮二丁目、下平良一丁目、下平良二丁目、平良一丁目、平良二丁目、平良山手、串戸一丁目、串戸二丁目、串戸三丁目、串戸四丁目、串戸五丁目、串戸六丁目、六本松一丁目、六本松二丁目、地御前一丁目、地御前二丁目、地御前三丁目、地御前四丁目、地御前五丁目、阿品一丁目、阿品二丁目、阿品三丁目、阿品四丁目、阿品台一丁目、阿品台二丁目、阿品台三丁目、阿品台四丁目、阿品台五丁目、阿品台東、阿品台西、阿品台北、阿品台山の手、峰高一丁目、峰高二丁目、宮内一丁目、宮内四丁目、地御前北一丁目、地御前北二丁目、地御前北三丁目、佐方、廿日市、下平良、上平良、原、宮内、地御前、宮園一丁目、宮園二丁目、宮園三丁目、宮園四丁目、宮園五丁目、宮園六丁目、宮園七丁目、宮園八丁目、宮園九丁目、宮園上一丁目、宮園上二丁目、宮園上三丁

改正後		改正前	
		目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目及び陽光台五丁目	目、宮園上四丁目、宮園上五丁目、四季が丘、四季が丘一丁目、四季が丘二丁目、四季が丘三丁目、四季が丘四丁目、四季が丘五丁目、四季が丘六丁目、四季が丘七丁目、四季が丘八丁目、四季が丘九丁目、四季が丘十丁目、四季が丘十一丁目、四季が丘上、宮内工業団地、陽光台一丁目、陽光台二丁目、陽光台三丁目、陽光台四丁目、陽光台五丁目、玖島、永原、峠、友田、河津原、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖の区域
廿日市市佐伯消防署	廿日市市津田1147番地10	玖島、永原、峠、友田、河津原、渡瀬、津田、浅原、虫所山、飯山、中道及び栗栖の区域	(新設)
廿日市市大野消防署	廿日市市大野一丁目1番6号	大野、宮島口一丁目、宮島口二丁目、宮島口三丁目、宮島口四丁目、宮島口東一丁目、宮島口東二丁目、宮島口東三丁目、宮島口西一丁目、宮島口西二丁目、宮島口西三丁目、宮島口上一丁目、宮島口上二丁目、福面一丁目、福面二丁目、福面三丁目、対巖山一丁目、対巖山二丁目、対巖山三丁目、深江一丁目、深江二丁目、深江三丁目、前空一丁目、前空二丁目、前空三丁目、前空四丁目、前空五丁目、前空六丁目、物見東一丁目、物見東二丁目、物見西一丁目、物見西二丁目、物見西三丁目、上の浜一丁目、上の浜二丁目、下の浜、大野一丁目、大野二丁目、大野中央一丁目、大野中央二丁目、大野中央三丁目、大野中央四丁目、大野中央五丁目、大野原一丁目、大野原二丁目、大野原三丁目、大野原四丁目、梅原一丁目、梅原二丁目、塩屋一丁目、塩屋二丁目、沖	廿日市市大野消防署 廿日市市大野一丁目1番6号

改正後			改正前		
		塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、 沖塩屋四丁目、林が原一丁目、林が原二丁目、 丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、 丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、 宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂一丁目及び八坂二丁目の区域			塩屋一丁目、沖塩屋二丁目、沖塩屋三丁目、 沖塩屋四丁目、林が原一丁目、林が原二丁目、 丸石一丁目、丸石二丁目、丸石三丁目、 丸石四丁目、丸石五丁目、宮浜温泉一丁目、 宮浜温泉二丁目、宮浜温泉三丁目、八坂一丁目及び八坂二丁目の区域
廿日市市宮島消防署	廿日市市宮島町381番地2	宮島町の区域及び廿日市市海上区域一円	廿日市市宮島消防署	廿日市市宮島町381番地2	宮島町の区域及び廿日市市海上区域一円



変更後	変更前																														
<p><b>IV 主要施策</b></p> <p><b>1 都市の活力を支えるまちづくり</b></p> <p><b>(1) 市民活動の活性化</b></p> <p>さらに、多様な市民活動を支え、地域の一体感を醸成するための事業に要する費用を積み立てる基金を設置し、地域の振興を図ります</p> <p>_____。</p> <p>■主な事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施策</th> <th style="width: 45%;">主要事業</th> <th style="width: 40%;">事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民活動の活性化</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>まちづくり推進基金積立事業</u></td> <td style="text-align: center;"><u>○地域振興に係る事業のための基金設置</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>VI 財政計画</b></p> <p><b>2 財政計画の概要</b></p> <p><b>(2) 歳入・歳出</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>用語解説</b></p> <p>(削る)</p>	施策	主要事業	事業概要	市民活動の活性化	(略)		(略)		(略)		<u>まちづくり推進基金積立事業</u>	<u>○地域振興に係る事業のための基金設置</u>	(略)			<p><b>IV 主要施策</b></p> <p><b>1 都市の活力を支えるまちづくり</b></p> <p><b>(1) 市民活動の活性化</b></p> <p>さらに、多様な市民活動を支え、地域の一体感を醸成しながら、地域の振興を図るよう、その財政基盤となる合併市町村振興基金<sup>*</sup>の造成について検討します。</p> <p>■主な事業</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">施策</th> <th style="width: 45%;">主要事業</th> <th style="width: 40%;">事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市民活動の活性化</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>VI 財政計画</b></p> <p><b>2 財政計画の概要</b></p> <p><b>(2) 歳入・歳出</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>用語解説</b></p> <p><b><u>合併市町村振興基金</u></b></p> <p><u>合併後の市町村が、新市町村の一体感を醸成や旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のこと。</u></p>	施策	主要事業	事業概要	市民活動の活性化	(略)		(略)		(略)		(新設)		(略)		
施策	主要事業	事業概要																													
市民活動の活性化	(略)																														
	(略)																														
	(略)																														
	<u>まちづくり推進基金積立事業</u>	<u>○地域振興に係る事業のための基金設置</u>																													
(略)																															
施策	主要事業	事業概要																													
市民活動の活性化	(略)																														
	(略)																														
	(略)																														
	(新設)																														
(略)																															



## 新旧対照表

## (2) 歳入・歳出

## ■歳入

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,330	16,044	16,088	16,054	14,945	14,878	236,738
地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,324	9,086	8,981	8,896	8,502	8,528	129,998
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,549	10,499	10,264	11,590	8,158	8,020	119,772
地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	6,174	4,714	7,173	10,772	8,334	4,622	88,647
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	8,426	6,831	9,231	9,570	7,431	7,666	108,467
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,803	47,174	51,737	56,882	47,370	43,714	683,622

## ■歳出

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,907	8,811	8,933	8,865	8,770	8,582	135,279
扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,136	9,047	8,963	9,212	9,070	9,285	106,963
公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	7,675	5,840	6,983	5,632	5,998	6,380	97,886
物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,067	7,133	7,147	7,314	6,394	6,101	97,242
投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	6,992	6,823	10,704	17,617	4,677	4,490	105,866
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,400	9,126	8,325	8,066	12,461	8,876	131,664
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,177	46,780	51,055	56,706	47,370	43,714	674,900

注 平成18(2006)年度から平成29(2017)年度までは決算額。平成30(2018)年度は決算見込額。

## (2) 歳入・歳出

## ■歳入

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
*地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
*地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
*地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

## ■歳出

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
*扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
*公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
*物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
*投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

変更後

変更前

変更後	変更前																										
<p><b>IV 主要施策</b></p> <p><b>4 活力と豊かさを創造するまちづくり</b></p> <p><b>(1) 多様な社会参画の推進</b></p> <p>また、旧庁舎等を建て替えて住民活動の場の整備を図るとともに、<u>多様な住民活動を支え、地域の一体感を醸成するための事業に要する費用を積み立てる基金を設置し、地域の振興を図ります</u></p> <p>_____。</p> <p>■主な事業</p> <table border="1" data-bbox="161 708 1086 951"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多様な社会参画の推進</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>まちづくり推進基金積立事業</td> <td>○地域振興に係る事業のための基金設置</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>VI 財政計画</b></p> <p><b>2 財政計画の概要</b></p> <p><b>(2) 歳入・歳出</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>用語解説</b></p> <p>(削る)</p>	施策	主要事業	事業概要	多様な社会参画の推進	(略)		(略)		まちづくり推進基金積立事業	○地域振興に係る事業のための基金設置	(略)			<p><b>IV 主要施策</b></p> <p><b>4 活力と豊かさを創造するまちづくり</b></p> <p><b>(1) 多様な社会参画の推進</b></p> <p>また、<u>地域の一体感を醸成しながら、多様な住民活動を支え、地域の振興が図られるよう、旧庁舎等を建て替えて住民活動の場の整備を図るとともに、住民活動の財政基盤となる合併市町村振興基金<sup>*</sup>の造成について検討します。</u></p> <p>■主な事業</p> <table border="1" data-bbox="1167 708 2092 951"> <thead> <tr> <th>施策</th> <th>主要事業</th> <th>事業概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">多様な社会参画の推進</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><b>VI 財政計画</b></p> <p><b>2 財政計画の概要</b></p> <p><b>(2) 歳入・歳出</b></p> <p>別紙のとおり</p> <p><b>用語解説</b></p> <p><b>合併市町村振興基金</b></p> <p><u>合併後の市町村が、新市町村の一体感の醸成や旧市町村単位の地域振興等のために設ける基金のこと。</u></p>	施策	主要事業	事業概要	多様な社会参画の推進	(略)		(略)		(新設)		(略)		
施策	主要事業	事業概要																									
多様な社会参画の推進	(略)																										
	(略)																										
	まちづくり推進基金積立事業	○地域振興に係る事業のための基金設置																									
(略)																											
施策	主要事業	事業概要																									
多様な社会参画の推進	(略)																										
	(略)																										
	(新設)																										
(略)																											



## 新旧対照表

## (2) 歳入・歳出

## ■歳入

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,330	16,044	16,088	16,054	14,945	14,878	236,738
地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,324	9,086	8,981	8,896	8,502	8,528	129,998
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,549	10,499	10,264	11,590	8,158	8,020	119,772
地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	6,174	4,714	7,173	10,772	8,334	4,622	88,647
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	8,426	6,831	9,231	9,570	7,431	7,666	108,467
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,803	47,174	51,737	56,882	47,370	43,714	683,622

## ■歳出

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,907	8,811	8,933	8,865	8,770	8,582	135,279
扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,136	9,047	8,963	9,212	9,070	9,285	106,963
公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	7,675	5,840	6,983	5,632	5,998	6,380	97,886
物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,067	7,133	7,147	7,314	6,394	6,101	97,242
投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	6,992	6,823	10,704	17,617	4,677	4,490	105,866
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,400	9,126	8,325	8,066	12,461	8,876	131,664
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,177	46,780	51,055	56,706	47,370	43,714	674,900

注 平成18(2006)年度から平成29(2017)年度までは決算額。平成30(2018)年度は決算見込額。

## (2) 歳入・歳出

## ■歳入

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
*地方税	15,664	16,936	16,807	16,223	15,855	15,659	15,305	15,349	15,601	15,309	15,466	15,424	15,006	14,945	14,878	234,427
*地方交付税	7,284	6,985	7,432	7,881	8,662	9,051	10,089	9,724	9,573	9,283	9,187	8,947	8,736	8,502	8,274	129,610
国・県支出金	4,822	5,131	4,994	8,068	8,412	7,703	6,846	8,617	8,099	8,700	8,712	10,129	10,130	8,158	8,020	116,541
*地方債	5,785	4,638	3,448	3,744	4,937	8,228	4,351	5,333	6,394	7,214	5,983	9,262	8,009	4,788	4,622	86,736
その他	7,847	7,311	6,355	6,762	5,387	6,637	6,524	5,736	6,753	6,776	7,696	8,327	8,924	7,244	7,557	105,836
歳入合計	41,402	41,001	39,036	42,678	43,253	47,278	43,115	44,759	46,420	47,282	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	673,150

## ■歳出

(単位:百万円)

年度 項目	平成18年度 (2006)	平成19年度 (2007)	平成20年度 (2008)	平成21年度 (2009)	平成22年度 (2010)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	合計
人件費	9,063	8,982	9,666	9,425	9,297	9,193	9,140	8,730	8,915	8,955	8,878	8,938	8,888	8,770	8,582	135,422
*扶助費	4,141	4,405	4,541	4,776	6,399	6,892	7,033	7,269	7,794	8,058	8,201	8,650	8,825	9,070	9,285	105,339
*公債費	6,303	7,338	6,751	7,266	6,032	6,059	6,559	6,573	6,497	6,052	7,006	6,009	6,062	5,998	6,017	96,522
*物件費	5,758	5,732	5,578	6,065	6,094	6,746	6,742	6,519	6,852	7,124	7,046	7,126	7,034	6,394	6,101	96,911
*投資的経費	7,986	6,833	4,618	4,842	5,433	9,161	3,836	5,736	6,118	8,854	7,222	12,868	11,392	4,677	4,490	104,066
その他	7,304	7,208	7,413	9,760	8,630	8,014	8,830	9,551	9,700	8,381	8,691	8,498	8,604	8,728	8,876	128,188
歳出合計	40,555	40,498	38,567	42,134	41,885	46,065	42,140	44,378	45,876	47,424	47,044	52,089	50,805	43,637	43,351	666,448

注 平成18(2006)年度から平成26(2014)年度までは決算額。平成27(2015)年度は決算見込額。

変更後

変更前